



建設技術審査証明書

建技審証第0507号

技術名称 改良土(短繊維混合安定処理土)とジオグリッドを組み合わせた補強土壁
「ハイビーウォール」

(開発の趣旨)

土地の有効利用の観点から盛土のり面の急勾配化のニーズが高い。擁壁などに比較して経済的に盛土のり面の急勾配化を可能にする補強土工法が普及してきているが、本工法も補強土壁の分野を適用範囲とする。「ハイビーウォール」の開発は、壁面部分に用いる改良土(短繊維混合安定処理土)の効果により、安定性が高く、かつ、経済性に優れた補強土壁の開発を趣旨とした。

(開発の目標)

- 「ハイビーウォール」の開発目標を以下に示す。
- (1) 改良土(短繊維混合安定処理土)の強度特性
改良土(短繊維混合安定処理土)は、ハイビーウォールの壁面部分に用いる盛土材料として、必要な強度と耐久性を有すること。
 - (2) 改良土中のジオグリッドの定着力
改良土中のジオグリッドの定着力は、ハイビーウォールの安定に必要な定着力を有すること。
 - (3) 安定性
補強土壁として耐震性も含め十分な安定性を有すること。
 - (4) 構造特性
改良土の効果により、壁面パネルには土圧が作用しないこと。

財団法人土木研究センターの建設技術審査証明事業実施要領に基づき、依頼のあった標記の技術について下記のとおり証明する。

平成17年11月8日
平成22年11月8日 更新

建設技術審査証明事業実施機関

財団法人 土木研究センター

理事長職務代行



中村 亮

記

1. 審査証明の結果

- (1) 改良土(短繊維混合安定処理土)の強度特性
改良土(短繊維混合安定処理土)は、ハイビーウォールの壁面部分に用いる盛土材料として、必要な強度と耐久性を有することが確認された。
- (2) 改良土中のジオグリッドの定着力
改良土中のジオグリッドの定着力は、ハイビーウォールの安定に必要な定着力を有することが確認された。
- (3) 安定性
補強土壁として耐震性も含め十分な安定性を有することが確認された。
- (4) 構造特性
改良土の効果により、壁面パネルには土圧が作用しないことが確認された。

2. 審査証明の前提

- (1) 本審査証明は、依頼者からの試験データ等の資料を基に審査をし、確認したものである。
- (2) 「ハイビーウォール」は、適切な品質・施工管理の基に、設計・製造・施工されるものとする。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨・開発目標に対して設定した確認方法により確認された範囲とし、かつ、最大壁面高さを10mとした「ハイビーウォール」の範囲とする。

4. 審査証明の詳細

建設技術審査証明報告書

5. 審査証明の有効期限

平成27年11月7日

6. 審査証明の依頼者

大日本土木株式会社

所在地：岐阜県岐阜市宇佐南一丁目6番8号